

## 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の6第1項の規定により、公募型プロポーザル入札（以下「入札」という。）を次の通り実施する

令和4年4月12日

石垣市長 中山 義隆



### 1 入札対象業務

- (1) 業務名：石垣市立小中学校A I型学習ドリル導入委託事業
- (2) 業務場所：石垣市地内（石垣市立小中学校等）
- (3) 期間：使用開始日を7月1日とした1年間ライセンス  
※契約締結日から使用開始日までを準備期間とします。
- (4) 提案上限額：55,000,000円（税込み）／1年間ライセンス  
※本事業に関する予算の性質上、1年毎の更新とする
- (5) 業務概要：対象業務は以下の通りである。詳細は別途資料「石垣市立小中学校A I型学習ドリル導入委託事業仕様書」を参照すること  
ア. 石垣市立小中学校全児童生徒アカウント 5,000ライセンス  
イ. 石垣市立小中学校全教職員アカウント 600ライセンス  
ウ. 教職員操作研修会 全24校  
エ. サポートヘルプデスク設置（平日10時～19時迄）

### 2 参加申し込み期間

令和4年4月12日（火）から令和4年4月25日（月）迄

### 3 選考方式

- (1) 公募型プロポーザル方式として、参加表明書を提出したもののうち、参加資格要件を満たすものについて、1次審査（実績及び価格点）を行い上位3社について次のとおり審査を行う。
- (2) 「石垣市立小中学校AI方学習ドリル選定委員会」による企画提案書の記載項目評価・プレゼンテーション評価（技術点）を行う。
- (3) (1)及び(2)の合計を行い、上位1社を選定する。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金及び資

- 金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること
- (2) 契約主体として本調達と同様の対象業務にして構築、運用実績を有していること
  - (3) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと
  - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
  - (5) 国税及び市県民税の滞納がないこと
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
  - (8) ISMS若しくは同等以上の認証登録を受けたメーカーが販売しているソフトであること。ソフト開発関連が認証登録範囲にあること。
  - (9) ベンダーはPマーク(プライバシーマーク)若しくは同等以上の認証を取得していること。

## 5 事務局

部署：教育委員会教育部学校教育課 情報教育推進係

電話：0980-87-5078 FAX：0980-82-0294

メール：[kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp](mailto:kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp)

## 6 資料の配布

### (1) 配布方法

教育部学校教育課 ホームページへの掲示

### (2) 配布期日

令和4年4月12日(火)より

## 7 その他

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 参加事業者は複数の提案を行うことはできない。また、同一の事業者が複数の提案の協力事業者として参加することは認めない。
- (3) 本公募に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。